

報告第 37 号

平成 15 年 10 月 9 日承認

市民部会戸籍住民分科会の事務事業調整方針について

市民部会戸籍住民分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 15 年 10 月 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

報告第37号

協 議 会 報 告 項 目

市 民 部 会

戸籍住民分科会 6-6

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
6 - 6 - 1	住民基本台帳システム	7/17			7/30	
6 - 6 - 2	転入等各種届出、住民票等証明書交付	7/17			7/30	
6 - 6 - 3	休日及び夜間窓口の受付業務	9/13			9/18	
6 - 6 - 4	支所及び出張所の受付及び証明書発行業務(住民票及び戸籍関係)	9/13			9/18	
6 - 6 - 5	各種証明等の手数料	7/17			7/30	協議会協議項目
6 - 6 - 6	住民票除票の取り扱い	7/17			7/30	
6 - 6 - 7	住民基本台帳ネットワークシステム	7/17			7/30	
6 - 6 - 8	戸籍システム	7/17			7/30	
6 - 6 - 9	外国人登録システム	7/17			7/30	
6 - 6 - 10	外国人登録事務の届出及び証明書の統一	7/17			7/30	
6 - 6 - 11	斎場整備事業(建設)	7/17			7/30	
6 - 6 - 12	斎場施設等の運営管理(委託・直営)	7/17			7/30	
6 - 6 - 13	霊柩車の運行	7/17			7/30	
6 - 6 - 14	祭壇、納棺等	7/17			7/30	
6 - 6 - 15	斎場(火葬場)予約及び受付	9/13			9/18	
6 - 6 - 16	地区火葬場新築及び改修工事に関する補助	9/13			9/18	
6 - 6 - 17	火葬炉の使用に伴う助成金	7/17			7/30	
6 - 6 - 18	斎場使用料及び手数料	7/17			7/30	協議会協議項目

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	戸籍住民分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 住民基本台帳システム	独自のシステム	同左	同左	同左	同左	同左
2 転入等各種届出、住民票等証明書交付	①住民異動届出の用紙で国民健康保険、介護保険の届出の用紙を兼ねている自治体独自の様式 ②住民票等各種証明書は、基本的な証明項目は、同じであるが自治体独自の様式 ③印鑑登録の必要な人に対して、市のマークが入った自治体独自の印鑑登録証を発行	①同左 ②同左 ③同左	①同左 ②同左 ③同左	①住民異動届出の用紙と国民健康保険、介護保険はそれぞれ別の用紙 ②同左 ③同左	①津市に同じ ②同左 ③同左	①同左 ②同左 ③同左
3 休日及び夜間窓口の受付業務	休日及び夜間の戸籍等の受付業務は、本庁の休日夜間窓口で行っている。	同左	同左	同左	同左	同左
4 支所及び出張所の受付及び証明書発行業務(住民票及び戸籍関係)	①支所で受付及び証明書の発行 ・12支所 ②日中及び休日・夜間は、津駅前のアストプラザオフィスで受付(戸籍を除く)及び証明書の発行	①同左 ・2支所 ②休日・夜間は、久居駅前出張所で、受付及び証明書の発行	①支所で証明書のみ発行 ・1支所 ②土・日は、本庁で、電話予約によって住民票を発行	①支所なし ②休日・夜間の証明書発行業務なし	①同左 ②同左	①同左 ②同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 2. 津市の例により調整する。(合併と同時) 3. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	新市に移行と同時に、異なる電算システムを、一つの新たなシステムに統合する。
①同左	①同左	①同左	①同左	・各種届出書及び申請書の様式については、津市の例を基に調整し、新市に移行と同時に統一する。 ・印鑑登録証については、新市へ移行と同時に統一し、旧市町村の印鑑登録証は、できる限りそのまま使えるように調整する。
②同左	②同左	②同左	②同左	
③同左	③同左	③同左	③同左	
同左	同左	同左	同左	休日及び夜間窓口の受付業務については、新市へ移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
①同左	①津市に同じ ・1支所	①同左 ・4支所	①同左 ・6支所	支所及び出張所の受付及び証明書発行業務は、新市へ移行後もこれまでどおり行う。 ・端末機で発行できない証明書については、ファックスを使用する。
②同左	②同左	②同左	②同左	・久居駅前出張所の受付業務は、アスト・ポルタ分科会の例により調整する。 ただし、河芸町の土、日曜日の電話予約による住民票の発行業務は、アストプラザオフィスを利用できるので廃止する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	戸籍住民分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 各種証明等の手数料 ※協議会協議項目	参考資料【戸籍、住民、斎場関係手数料及び使用料】参照	同左	同左	同左	同左	同左
6 住民票除票の取り扱い	記録のある限り発行	除票になってから5年間経過したものについては、発行していない。	同左	同左	同左	同左
7 住民基本台帳ネットワークシステム	個別のシステム	同左	同左	同左	同左	同左
8 戸籍システム	①富士ゼロックスのシステムを採用 ②民刑事務が同システムと連動	①三重電子計算センターのシステムを採用 ②民刑事務が同システムと連動していない。(民刑事務は電算化していない。)	①久居市に同じ ②久居市に同じ	①同左 ②同左	①同左 ②同左	①同左 ②同左
9 外国人登録システム	独自のシステム	同左	同左	同左	同左	同左

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	5. 6. 津市の例により調整する。(合併と同時) 7. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 8. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 9. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左	新市へ移行後は除票になってから5年間経過したものについても、記録がある限り全て発行する。
同左	同左	同左	同左	新市に移行と同時に統合する。 ・H15.8.25から発行する住民基本台帳カードについては、将来の市独自利用を考慮し、新市に移行前であってもできる限り規格を統一する。
①同左	①同左	①同左	①同左	プロポーザル(原案の提案)により選定された業者のシステムに統合し、戸籍の記録及び届出書等の管理については、新市へ移行後は1カ所に統合する。
②同左	②同左	②同左	②同左	
同左	同左	同左	同左	新市に移行と同時に、異なる電算システムを、一つの新たなシステムに統合する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会		
関係項目		分科会	戸籍住民分科会		

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 外国人登録事務の届出及び証明書の統一	<ul style="list-style-type: none"> 登録原票記載事項証明書の様式 外国人登録に関する証明書の申請書 登録原票送付請求書 登録原票送付書 以上は自治体独自の様式	同左	同左	同左	同左	同左
11 斎場整備事業(建設)	現在の斎場は、1カ所(火葬炉5基、動物炉1基)であり津市及び安濃町、河芸町の一部が利用しており、S47年の建設ではあるものの毎年計画的に点検・修理を行っているため業務には支障がでていないが、老朽化し手狭で機能的でない。	現在の斎場は、1カ所(火葬炉3基、汚物炉1基、昭和51年度建設)であり久居市・美里村・一志郡の一部が利用しており、毎年計画的に点検・修理を行っているため業務には支障がでていないが、老朽化し手狭で機能的でない。(所管は市民環境部環境安全課) また、市が設置した簡易な火葬場があり、地元地区で利用している。 ・1カ所(火葬炉1基)	斎場(火葬場)はなし。	地区(自治会等)が運営している簡易な火葬場がある。 ・10カ所(火葬炉各1基)	同左 ・4カ所(火葬炉各1基)	・同左 ・1カ所(火葬炉1基)
12 斎場施設等の運営管理(委託・直営)	受付業務を除く、霊柩車の運行、納棺、祭壇、火葬業務を委託	斎場は、市直営 火葬場は、地区(自治会等)が運営	—	地区(自治会等)が運営	同左	同左
13 霊柩車の運行	現在市は、宮型及びバン型の2台を保有し運行している。午前10時から午後4時まで、1時間ごとに運行しているため、片道30分以内の距離しか運行できず、原則として市内に限り運行している。さらに、宮型及びバン型の霊柩車は、老朽化してきており、今後買い換えか廃止かの選択を迫られる。	—	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 12. 新市へ移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 13. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・各種申請書等の様式は、新市へ移行までに調整し新市へ移行と同時に統一する。 ・外国人登録原票は、新市へ移行後は1カ所で一元管理する。 ・端末機で発行できない証明書については、ファックスを使用する。
現在の斎場は1カ所(火葬炉1基)であり、昭和58年度の建設ではあるが、炉の改修を平成12年度に行った。また、定期点検は毎年行っている。	・芸濃町に同じ ・7カ所(火葬炉各1基)	同左 ・12カ所(火葬炉各1基)	地区ごとに村所有の簡易な火葬場がある。 ・6カ所(火葬炉各1基)	新市に移行後、斎場は3カ所になるが、老朽化・新市の西部には斎場がないことから、現在の斎場の点検、改修等に努めつつ、当面は現行のままとし、将来に向けて整備計画に取り組んでいく。 また、地区(自治会等)が管理運営している火葬場についてもこれまで同様に支援していく。
全て業者委託	芸濃町に同じ	同左	地区(自治会等)へ委託	津市及び香良洲町は、新市へ移行後も現行のとおり業者委託し、久居市については、合併後3年を目途に業者委託をできるよう取り組んで行く。 美杉村については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
-	-	-	-	新市に移行後、霊柩車については、老朽化、運行範囲の拡大等から現行のシステムは廃止し、広域的に対応できるよう業者に全面委託する方向で検討する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	戸籍住民分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
14 祭壇、納棺等	市が保有する祭壇を、市が設置している。 納棺についても、同様である。	—	—	—	—	—
15 斎場(火葬場)予約及び受付	平日は、本庁及び支所で、休日・夜間は本庁の休日夜間窓口で予約受付	同左 (休日は斎場でも受付)	津市に同じ	各地区(自治会等)の火葬場の管理者へ予約受付	津市に同じ (久居市斎場使用時) ただし、地区火葬場予約の場合は、芸濃町に同じ	津市に同じ ただし、地区火葬場予約の場合は、芸濃町に同じ
16 地区火葬場新築及び改修工事に関する補助	—	—	—	各地区管理の火葬場新築及び改修において、補助を行っている。 火葬場新築 火葬炉 2/3以内 限度380万円 上物 1/2以内 面積80㎡以内 ㎡当り63千円以下 火葬場内の舗装 1/2以内 面積500㎡以内、㎡当り5千円以下 火葬場改修 1/4以内	各地区管理の火葬場の改修において、補助を行っている。 修繕費 工事費1/2以内	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	14. 廃止の方向で調整する。(合併と同時に) 15. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 16. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
町が保有する祭壇を、利用者自ら設置している。 納棺は行っていない。	—	—	—	祭壇は廃止し、津市斎場の葬儀場利用を勧める。 納棺は、廃止とする。
津市に同じ	芸濃町に同じ	同左	火葬場の所在地ごとに各地域住民センターで予約受付	新市に移行後は、複数の窓口で、斎場の予約受付を行う必要があり、合併までに新たな予約システムを構築する。 各地区(自治会等)の火葬場の受付については、現行のままとする。
—	各地区管理の火葬場新築及び改修において、補助を行っている。 改修 補助率5/10 (事業費10万円以上) 新築 補助率8/10	各地区管理の火葬場新築及び改修において、補助を行っている。 火葬炉 工事費8/10以内 (限度額1,000万円) 建屋 工事費8/10以内 (限度額800万円) 吊場 工事費2/10以内 (限度額800万円) 休憩室、車寄、収骨灰車 工事費2/10以内 (限度額700万円)	—	新市の補助金交付要綱が策定されるまでは、現行のままとする。 ただし、新設の火葬場に対する補助金は交付しない。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	市民部会
関係項目		分科会	戸籍住民分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
17 火葬炉の使用に伴う助成金	—	—	①津市及び鈴鹿市の火葬炉使用の場合 ・助成金 使用料の1/2	—	①火葬場等使用助成金として1体につき定額助成 ・助成金 20,000円	①他の自治体の火葬炉を使用するとき火葬炉使用料の助成 ・助成金 使用料の9/10 ただし、使用料が32,000円に満たない場合は、使用料から3,200円を控除した額 地元の自治会が、運営している火葬場を利用した場合 ・助成金 5,800円
18 斎場使用料及び手数料 ※協議会協議項目	参考資料【戸籍、住民、斎場関係手数料及び使用料】参照	同左	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17. 廃止の方向で調整する。 18.
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	①-	-	-	
	②自治会が運営している火葬場を、他の地域の者が利用した場合、1体に付き自治会へ定額助成 ・助成金5,000円			
参考資料【戸籍、住民、斎場関係手数料及び使用料】参照	-	-	-	